

令和8年3月25日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」  
の一部改正について（通知）

県の産業廃棄物行政については、日ごろからご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」を別紙のとおり一部改正し、令和8年4月1日から施行することとしましたので、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

**【主な改正箇所】**

- ・ 処理委託契約書の写しの添付の明記
- ・ 分析を求める項目の明確化
- ・ 優良認定事業者の特例の適用を除外することができる運用の明記

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963

FAX 082-211-5374

(担当者 濱野)